

令和元年度 定期監査の指摘事項に対する措置状況一覧

指摘事項内容	措置状況	措置通知 年 月 日	備考
市民生活部（地域振興課）			
<p>予算執行に係る事前審査について（支出）</p> <p>予算執行に係る書類の事前審査制度において、補助金は行財政改革課及び出納室への事前審査の対象費目と規定されているが、補助金交付決定から2週間以上経過して支出負担行為何が出納室に届けられたものが見られた。補助金交付決定からこのように経過している案件を遡って起案することは、事前審査制度を形骸化する事務処理であり認められない。当該制度の趣旨を尊重し、適切な時期に起案して審査・合議の決裁を受けるよう事務処理を徹底されたい。</p>	<p>事前審査制度の趣旨を確認・徹底するよう課内での意識喚起を図りました。今後は適切な事務処理を徹底します。</p>	R2. 5. 19	
市民生活部（市民課）			
<p>予算執行に係る事前審査について（支出）</p> <p>予算執行に係る事前審査制度において、出納室及び行財政改革課への事前審査・合議の対象である委託料について、契約締結から1か月程度経過して支出負担行為何が出納室に届けられたものがみられた。</p> <p>契約の締結から長期間経過している案件を、契約締結日に遡って起案することは、事前審査制度を形骸化する事務処理であり認められない。当該制度の趣旨を尊重し、適切な時期に起案して審査・合議の決裁を受けるよう事務処理を徹底されたい。</p>	<p>令和2年度予算における当該案件については、予算執行に係る事前審査を適切に行いました。今後も引き続き、適切な事務処理に努めます。</p>	R2. 5. 19	
企画推進部（秘書者（広報室））			
<p>鳥取駅前地下道広告掲出に関する契約書について（契約）</p> <p>契約書には、広告掲出料は別紙の明細金額とし、鳥取市の発行する納入 通知書により支払うものとあり、また別紙の明細は、新規及び解約があった場合はその都度更新するものとある。</p> <p>今年度、広告掲載の新規申し込みが年度中途であったが、変更契約の締結などにより契約書を更新することなく明細金額を変更し、納入通知書を発行していた。</p> <p>別紙明細の更新については、契約書に規定されていることである。明細金額を変更する際には変更契約を締結するなど、事務手続きを改められたい。</p>	<p>対象となる契約については、令和元年12月26日付けで契約書の該当条項（第3条）を次のとおり見直し、年度中途の明細金額の変更に伴う契約の変更を要さない形式に改めました。</p> <p>「第3条 乙の広告掲出料は別紙2の様式で明細金額を示し、甲が発する「鳥取駅前地下道広告掲出承認書」に添付し通知する。</p> <p>2 乙は、次に掲げる期日までに公の発行する納入通知書により甲に支払うものとする。」</p>	R2. 4. 20	

令和元年度 定期監査の指摘事項に対する措置状況一覧

指摘事項内容	措置状況	措置通知 年 月 日	備考
企画推進部（情報政策課）			
<p>予算執行に係る事前審査について（支出）</p> <p>予算執行に係る書類の事前審査制度において、出納室及び行財政改革課への事前審査・合議の対象に該当する委託料について、契約締結日等から2週間～2か月程度を経過して支出負担行為書が出納室に届けられたものが複数みられた。</p> <p>契約の始期等からこのような長期間経過している案件を、契約日当初に遡って起案することは、事前審査制度を形骸化する事務処理であり認められない。当該制度の趣旨を尊重し、適切な時期に起案して審査・合議の決裁を受けるよう事務処理を徹底されたい。</p>	<p>新庁舎ネットワークに係る業務において、仕様の詳細確定に日程を要するとともに、それに対する業者からの見積もり提示が遅延したために生じたものです。今後は適正に処理を行うよう課内周知を行い再発防止を図りました。</p>	R2. 4. 20	